様式第4号(第3条関係)

情報部分開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

【実施機関の名称】

　　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった情報については、一部を除いて次のとおり開示することを決定したので、粕屋町情報公開条例第7条第4項の規定により通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 情報の件名又は内容 |  | | |
| 開示の日時 | 年　　月　　日(　　) | 午前  午後 | 時　　分 |
| 開示の場所 |  | | |
| 開示の方法 | 1　閲覧(□原本、□複写)　2　写しの交付　3　視聴 | | |
| 一部を開示しない理由 | 粕屋町情報公開条例第8条第　　号に該当  (理由) | | |
| ※　一部について情報の開示をしない理由がなくなる期日 | 年　　　　　月　　　　　日 | | |
| 所管課 | 課　　　　係(電話　　　　　内線　　　　　) | | |
| 備考 |  | | |

(教示)　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する場合は町長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(注)　1　情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2　当日御都合が悪いときは、所管課までご連絡ください。

3　※印の欄は、一部について情報の開示をしない理由がなくなる期日であり、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記載していますので、当該情報の開示を希望されるときは、この期日以降に改めて請求してください。

4　写しの作成に要する費用等が必要な場合は、備考欄に記入しています。